



「はかる」その先へ

# 第102回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

## 日時

2025年6月25日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## 場所

名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

## 決議事項

### [会社提案]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

### [株主提案]

- 第5号議案 剰余金処分の件
- 第6号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件
- 第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示）の件

 愛知時計電機株式会社

証券コード 7723

# 株主の皆様へ



代表取締役社長 社長執行役員 國島 賢治

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。第102回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、当期の業績をご報告いたします。

まず売上面では、国内市場を中心に需要が堅調に推移したことから増収になりました。利益面につきましては、原材料や部品調達価格の上昇のほか、売上製品構成の影響を受けたものの、前期計上した不具合対策費用がなくなったことから増益になりました。

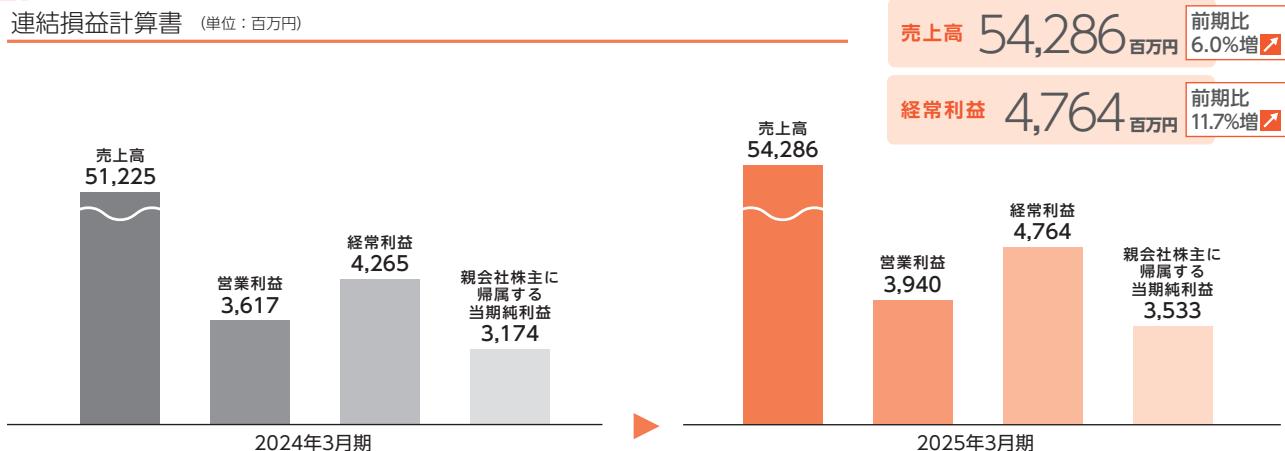
当社は、株主の皆さんをはじめ、多くのステークホルダーの方々に支えられ、事業に取り組み、成長を続けることができました。これまでに培った「はかる技術」と、磨き続けた「つなぐ技術」を存分に活用しながら、これからも新しい価値を創出し、サステナブルな社会づくりに貢献してまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

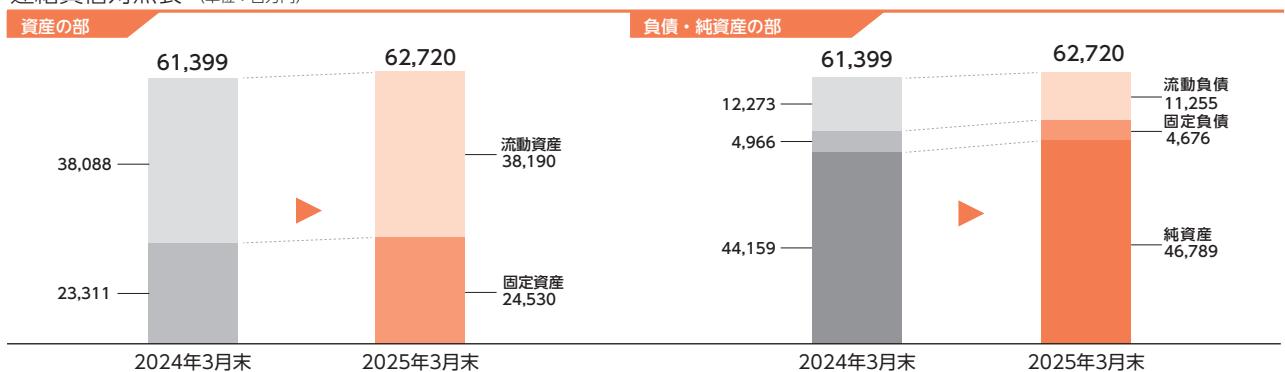
2025年6月

# 財務ハイライト

連結損益計算書 (単位:百万円)



連結貸借対照表 (単位:百万円)



連結キャッシュ・フロー計算書 (単位:百万円)



証券コード 7723  
2025年6月9日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

## 株主各位

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号  
**愛知時計電機株式会社**

代表取締役社長 國島賢治  
社長執行役員

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。  
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第102回定時株主総会招集ご通知」及び「第102回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichitokei.co.jp/ir/library/soukai/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「愛知時計電機」又は「コード」に証券コード「7723」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただくほか、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時15分までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所(3階第5会議室)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役賞与の支給の件

##### <株主提案>

- 第5号議案 剰余金処分の件  
第6号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件  
第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示）の件

以上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - 電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - 株主総会参考書類については、書面交付請求をされているか否かを問わず、株主様にご送付しております。
  - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。

- ① 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ③ 事業報告の「会社の支配に関する基本的な考え方」
- ④ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑥ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑦ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

## 当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時  
**2025年6月25日 (水曜日)**  
**午前10時**



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申しあげます。

## 当日ご出席いただけない場合



書面による  
議決権行使



「スマート行使」に  
よるご行使



インターネットに  
よるご行使

### 行使期限

**2025年6月24日 (火曜日)**  
**午後5時15分到着分まで**

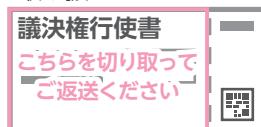
### 行使期限

**2025年6月24日 (火曜日)**  
**午後5時15分行使分まで**

### 行使期限

**2025年6月24日 (火曜日)**  
**午後5時15分行使分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



詳細につきましては次頁をご覧ください

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては7頁をご覧ください

□ 議決権行使サイト  
<https://www.web54.net>

詳細につきましては8頁をご覧ください



## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権  
行使  
期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時15分到着分まで

### 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書																															
愛知時計電機株式会社																															
株主番号																															
私は、2025年6月25日開催の 貴社第102回定時株主総会（総会 または総会を含む）における各議案 につき、右記（賛否を○印で表示）の とおり議決権行使を行ないます。																															
2025年6月 日																															
各議案につき賛 成するときは 「○」印、株主 提案について は「賛」、株主 提案については 「否」の表示が あつたものとし て取り扱います。																															
愛知時計電機 株式会社																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">会社 提案</th> </tr> <tr> <th colspan="4">議決権行使用紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> <td>第3号議案</td> <td>第4号議案</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>				会社 提案				議決権行使用紙				第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会社 提案																															
議決権行使用紙																															
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案																												
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">株主 提案</th> </tr> <tr> <th colspan="4">議決権行使用紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5号議案</td> <td>第6号議案</td> <td>第7号議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				株主 提案				議決権行使用紙				第5号議案	第6号議案	第7号議案		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
株主 提案																															
議決権行使用紙																															
第5号議案	第6号議案	第7号議案																													
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																													
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																													
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																													
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																													
<small>インターネットと背面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</small>																															

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

### お願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日午後5時15分までに郵送するようご返送ください。
- 第2議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につけるなど意見を表明される場合は、「賛成」または「反対」の欄の該候補者名を記入ください。
- 登録のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと印をご記入ください。
- 議決権行使用紙をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォン等で読み取る。専用アプリの「スマート投票」をダウンロードしてQRコードを読み取ると、QRコードから電子投票用紙が自動的に表示されます。

第5号議案から第7号議案  
は株主様からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの  
議案いずれにも**反対**してお  
ります。  
詳細は**49頁以降**をご参照く  
ださい。

### こちらに、各議案の賛否をご記入ください

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に**賛同**いただける場合

会社 提案			
議決権行使用紙			
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

株主 提案			
議決権行使用紙			
第5号議案	第6号議案	第7号議案	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

会社提案・取締役会の意見に**反対**される場合

会社 提案			
議決権行使用紙			
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

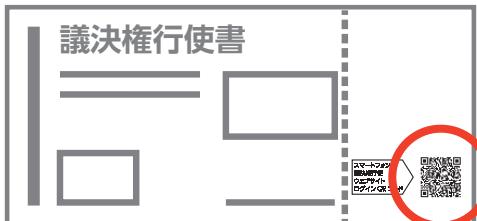
  

株主 提案			
議決権行使用紙			
第5号議案	第6号議案	第7号議案	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



## 「スマート行使」によるご行使

### 1. スマートフォン用議決権行使 ウェブサイトへアクセス



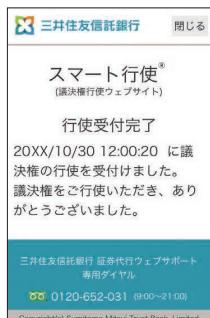
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

### 3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください

### 4. 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを 押して行使完了



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※「すべての会社提案議案について『賛成』する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。



## インターネットによるご行使

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

... ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ...

●本サイトへお越しはご存じの通り、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただけますようお願いいたします。

●議決権行使の際は、各セグメントをクリックしてください。

●議決権行使の場合は、Webブラウザを用いてください。

●他の機器の画面

●議決権行使の際は必ずご利用の機器（メールアドレスなどの変更、電子記録等）に登録されている電子メールアドレスを入力して下さい。

●日本企業で電子投票方式の実施が認められた場合、議決権行使の際に電子投票方式を選択して下さい。

次へすすむ

次へすすむ

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

### 2. ログインする

... ログイン ...

●会員登録を行った場合、ログインボタンをクリックして下さい。  
（会員登録を行っていない場合は、会員登録を行って下さい。）

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

「議決権行使コード」\*を入力し、  
「ログイン」をクリック

### 3. パスワードを入力

... ご自身で登録するパスワードの選択 ...

●登録したパスワードを入力して下さい。

初期パスワード

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

登録をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

0120-782-031 (平日9:00~17:00)

\*議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

\*インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

\*「すべての会社提案議案について「賛成」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 議決権電子行使

プラットフォームについて  
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### （1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、個人消費など一部に足踏みが見られたものの、緩やかな回復が続きました。しかしながら、物価上昇の継続に加え、中国経済の先行き懸念、米国の通商政策による影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境は、新設住宅着工戸数は弱含んでいるものの、公共投資及び民間設備投資は底堅く推移しており、前期に続いて改善が期待されます。

このような状況のもと、当社グループは、昨年5月に公表しました2024年度から2026年度までの3ヵ年を対象期間とした「中期経営計画2026」の基本戦略「市場・事業領域の拡大」、「基盤事業の競争力強化」及び「企業価値の向上」に基づき、各重点施策を推進してまいりました。

こうした背景の中で、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、国内市場を中心にはじめ、需要が堅調に推移したことから、前期比6.0%増収の542億8千6百万円となりました。利益面につきましては、原材料や部品調達価格の上昇のほか、売上製品構成の影響を受けたものの、前期計上した不具合対策費用がなくなったことから、営業利益は前期比8.9%増益の39億4千万円、経常利益は有価証券売却益の増加などにより前期比11.7%増益の47億6千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.3%増益の35億3千3百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

#### ■計測器関連事業

売上高は、前期比6.0%増収の542億3千1百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

## ガス関連機器

L P ガス関連は、家庭用プロパンガスマーターが引き続き取替需要の下降期に入っていることから減少しました。一方、都市ガス関連は、中国景気後退を背景に輸出が減少したものの、国内市場はスマートメーターへの切り替えが進んだことにより増加しました。その結果、ガス関連機器の売上高は前期比8.5%増の264億7千9百万円となりました。

## 水道関連機器

国内は官需市場・民間市場ともに堅調に推移し前期を上回りました。輸出も北米及びアセアン向けを中心に増加しました。加えて、原材料価格上昇に伴い、スクラップメーターの売却金額が例年より高い水準となりました。その結果、水道関連機器の売上高は前期比6.5%増の188億5千4百万円となりました。

## 民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを、工場における省エネ・省資源管理や環境対策に向けて拡販を進めました。国内市場は増加したものの、海外向けの流量センサーが減少し、民需センサー・システムの売上高は前期比14.3%減の26億3千1百万円となりました。

## 計 装

大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実や提案力・施工能力の強化などを従前から推し進めてまいりました。堅調な受注を背景に売上高は前期比4.4%増の62億6千5百万円となりました。

## ■特機関連事業

### 特 機

売上高は、前期比7百万円増の5千5百万円となりました。

## 事業部門別売上高

(単位：百万円)

		第101期 (2024年3月期)	第102期 (当連結会計年度)	前期比	
				増減額	増減率(%)
計測器関連事業	ガス関連機器	24,397	26,479	2,082	8.5
	水道関連機器	17,706	18,854	1,148	6.5
	民需センサー・システム	3,072	2,631	△440	△14.3
	計装	6,001	6,265	263	4.4
	計	51,177	54,231	3,053	6.0
特機関連事業	特機	47	55	7	15.9
	合計	51,225	54,286	3,060	6.0

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は17億2千4百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

#### 当連結会計年度中に完成した主要設備

本社工場

耐震補強・屋根外壁改修、水道メーター生産設備

岡崎工場

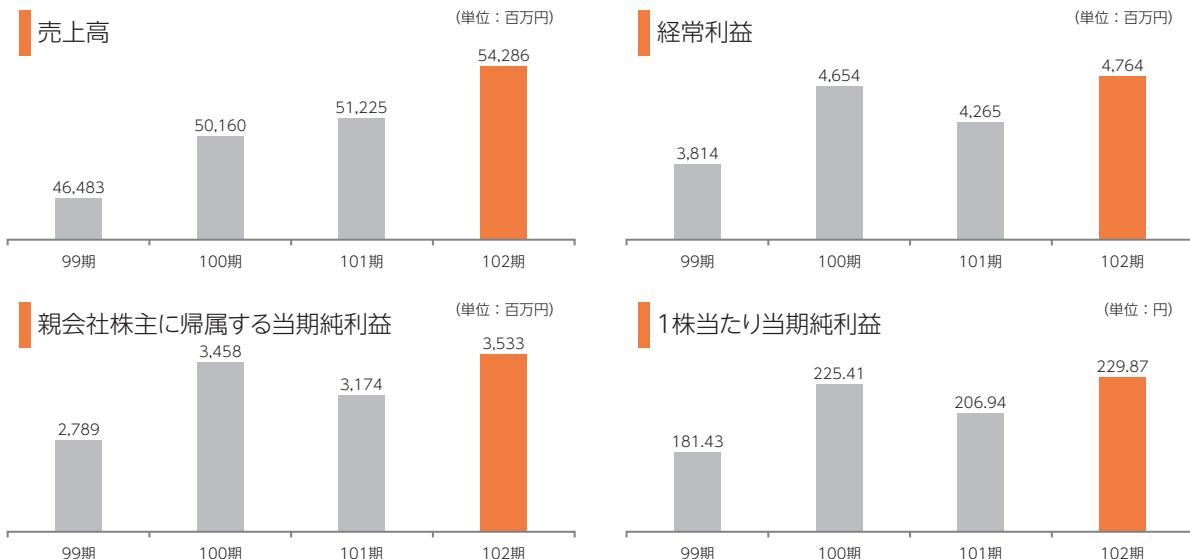
ガスメーター生産設備

### (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (当連結会計年度)
売 上 高	46,483	50,160	51,225	54,286
経 常 利 益	3,814	4,654	4,265	4,764
親会社株主に帰属する当期純利益	2,789	3,458	3,174	3,533
1株当たり当期純利益	181円43銭	225円41銭	206円94銭	229円87銭
総 資 産	52,227	56,318	61,399	62,720
純 資 産	35,228	38,399	44,159	46,789

(注) 当社は2022年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。各期を比較するため、第99期（2022年3月期）の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



#### (4) 対処すべき課題

これまでプロパンガス市場でスマート化が比較的早期に進み、データ配信サービスの拡大を牽引してきましたが、今後は都市ガス市場や水道市場でもスマート化が本格化することに伴い、スマートメーターやデータ配信サービスの拡販を推進いたします。

またグローバル展開につきましては、中国、台湾、ASEAN地域、北米を中心に製品の市場競争力を高め、拡大を加速させてまいります。

既存事業については、部品・原材料価格の上昇や人件費の高騰の影響により、収益力の向上が課題となっております。稼ぐ力を高めることに重点を置き、中でも生産性の向上につながるDXをさらに推進してまいります。

#### ◆サステナビリティに関する取り組み

当社は「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもと、社会の持続可能な発展と当社グループの新たな企業価値の創造を実現するため、サステナビリティ推進を経営の主軸と位置付けております。

人材の確保・育成につきましては、目指す育成人材像を「企業理念を実現できる人材」と定め、教育プログラムの見直しを実施いたしました。また、人的資本経営の推進策として、特にエンゲージメントの向上を意識し、エンゲージメント調査の結果に基づき、各部門で課題への取り組みを進めております。人材の多様性を進める中で、積極的に海外人材の採用やキャリア採用も行っております。

環境課題に向けた取り組みとしましては、当社は来るべき水素社会に向けて、超音波による水素計測の技術確立に向けた研究を続けております。脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて、商業施設や一般家庭に水素を供給する「水素タウン」の実証実験が各地で進められており、当社も参画しております。

加えて、持続可能な成長を続けていくためには、事業の強化のみならず、ESGの取り組みにも一層注力する必要があると考えております。特にガバナンスに関しましては、今後もプライム企業としてより透明性を高めつつ、高度なガバナンス体制の構築に努めてまいります。

## (5) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
(株) アイセイテック	460 百万円	100.0 %	ガス関連機器及び 水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸(株)	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
大連愛知時計科技 有 限 公 司	301	100.0	水道関連機器の製造・販売
アイチ木曽岬精工(株)	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機 ベトナム有限会社	1,194	100.0	ガス関連機器及び 水道関連機器部品の製造

### ② 企業結合の成果

上記の5社を含めた当連結会計年度の連結売上高は542億8千6百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は35億3千3百万円であります。

## (6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

## (7) 主要な営業所、事業所及び工場

### ① 当社

支 店	営 業 所	生 産 抱 点 等
東京支店	高松営業所	本社工場(名古屋市)
大阪支店	金沢営業所	岡崎工場
名古屋支店	広島営業所	北海道工場(札幌市)
福岡支店	釧路営業所	仙台工場
札幌支店	青森営業所	九州工場(福岡市)
仙台支店	静岡営業所	
	千葉営業所	
	盛岡営業所	
	鹿児島営業所	
	大宮営業所	
	岡山営業所	

## ② 主要な子会社

会 社 名	本社所在地	事 業 所
(株) アイセイテック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸(株)	名古屋市熱田区	本社
大連愛知時計科技有限公司	中國・大連市	本社、工場
アイチ木曽岬精工(株)	三重県木曽岬町	本社、工場
愛知時計電機ベトナム有限公司	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,704 名	△ 35 名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,177 名	△ 35 名	45.0 歳	17.3 年

## (9) 主要な借入先及び借入額

借入額に重要性がありませんので、記載を省略しております。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額40億円）を締結しております。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 43,200,000株
- ② 発行済株式の総数 15,420,000株 (うち自己株式37,622株)
- ③ 株主数 4,907名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	1,328,000	8.6
日本生命保険(相)	1,157,424	7.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,136,000	7.4
東邦瓦斯(株)	691,872	4.5
愛知時計電機共栄会	620,100	4.0
明治安田生命保険(相)	603,600	3.9
みづほリース(株)	492,600	3.2
日本車輪製造(株)	480,000	3.1
愛知時計電機社員持株会	477,576	3.1
御法川法男	401,800	2.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(37,622株)を控除して算出しております。
2. 御法川法男氏は、2025年3月1日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
3. 2025年5月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDが2025年4月24日現在で1,367,300株を保有されている旨が記載されておりますが、当社として2025年3月31日時点における実質所有者数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

大量保有者 GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED  
 保有株券等の数 1,367,300株  
 株券等保有割合 8.87%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区別別合計

区分	株式の種類及び数	交付された者的人数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 14,600株	5名
当社専任執行役員	当社普通株式 5,600株	9名

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
星 加 俊 之	代表取締役会長	
國 島 賢 治	代表取締役社長 社長執行役員	
吉 田 豊	取締役 常務執行役員 技術担当	
安 井 博 司	取締役 常務執行役員 営業本部長	
森 和 久	取締役 上席執行役員 R & D本部長	
岡 田 千 紘	取締役 <small>社外 独立役員</small>	鹿倉法律事務所 パートナー AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
笠 野 雅 嗣	取締役 <small>社外 独立役員</small>	岡谷鋼機株式会社 取締役新技術推進担当
板 倉 麻 子	取締役 <small>社外 独立役員</small>	オフィス板倉麻子（特定社会保険 労務士・中小企業診断士事務所） 愛知県労働委員会 使用者委員 株式会社あいちフィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員） 株式会社名古屋テレビ事業 顧問
折 笠 洋 一	常勤監査役 <small>社外 独立役員</small>	
渡 邊 昌 德	常勤監査役	
中 村 修	監査役 <small>社外 独立役員</small>	

- (注) 1. 2024年6月21日開催の第101回定時株主総会において、板倉麻子氏は、新たに取締役に選任され、折笠洋一及び渡邊昌徳の両氏は、新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役 松井信行氏、監査役 依田耕治及び辻憲史の両氏は、2024年6月21日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 岡田千緝、笠野雅嗣及び板倉麻子の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 折笠洋一及び中村修の両氏は、社外監査役であります。

5. 当社は、岡田千絵、笠野雅嗣、板倉麻子、折笠洋一及び中村修の各氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
6. 2025年4月1日付の組織変更に伴い、次のとおり取締役の担当に異動がありました。

取締役 常務執行役員 技術担当・R & D本部長	吉田 豊
取締役 上席執行役員 営業本部長	森 和久
取締役	安井博司
7. 岡田千絵氏は、2024年8月31日をもって、国立大学法人愛知教育大学の監事を退任しております。
8. 監査役 折笠洋一氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 監査役 中村修氏は、他社において常勤監査役を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、保険料は全額会社が負担しております。被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。
11. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。（2025年3月31日現在）

上席執行役員 原田高行、丸山覚
執行役員 橋本治、河上智洋、加島弘敏、戸田晋司、長峯潤、犬塚勝也、渡邊一樹、角田隆

## （2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は役員報酬規程に基づき基本報酬、役員賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成されております。

なお、報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：役員賞与：譲渡制限付株式報酬=70：20：10を目安としています。

取締役の基本報酬は、世間水準、会社業績及び社員給与とのバランスを考慮して株主総会で決議した報酬総額の限度内において、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

業績連動報酬である役員賞与は、企業の成長性・収益性を高めるためのインセンティブとして適切なものとするため、会社の業績に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支給することとしております。当該業績に係る指標は、会社の収益状況を示す財務指標であることから連結経常利益を採用しており、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項（3）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。役員賞与の算定にあたって

は、当該指標の対前期比増減率を勘案し、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、総合的に判断しております。

譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を一層高めることを目的に付与しており、譲渡制限付株式報酬規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てられる譲渡制限付株式の株式数を算定し、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会で決議した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の定時株主総会において年額220百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、同株主総会において、取締役の金銭報酬の額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、付与する株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の星加俊之が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とし、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、役員報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程の制定や、指名・報酬等諮問委員会設置等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の基本報酬と譲渡制限付株式報酬の比率、個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	248 (23)	162 (23)	53 ( - )	33 ( - )	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	45 (27)	45 (27)	-	-	5 (3)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは2024年6月21日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでいます。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の業績運動報酬の額には、第102回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役5名に対し53百万円）が含まれております。
4. 2024年6月21日開催の取締役会において、2024年7月10日を処分期日とする譲渡制限付株式報酬としての自己株式（当社普通株式14,600株）の処分を決議しており、処分価格の総額は32百万円であります。
5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、対象取締役に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年50,000株以内であります。また、対象取締役とは、当社の取締役の地位を退任又は退職等する日までの間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡等の処分を行うことができない旨の契約を締結しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当社との関係
取締役	岡田千絵	鹿倉法律事務所 パートナー	当社と鹿倉法律事務所、AMGホールディングス株式会社との間には、特別の関係はありません。
		AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	
取締役	笠野雅嗣	岡谷鋼機株式会社 取締役新技術推進担当	岡谷鋼機株式会社と当社とは、材料・商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
取締役	板倉麻子	オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所）	当社とオフィス板倉麻子、愛知県労働委員会、株式会社あいちファイナンシャルグループ及び株式会社名古屋テレビ事業との間には、特別の関係はありません。
		愛知県労働委員会 使用者委員	
		株式会社あいちファイナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）	
		株式会社名古屋テレビ事業 顧問	

(注) 岡田千絵氏は、2024年8月31日をもって、国立大学法人愛知教育大学の監事を退任しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	岡田千絵	12回開催された取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的知識やガバナンスの視点から、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めています。
取締役	笠野雅嗣	12回開催された取締役会の全てに出席し、商社で培われた幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めています。
取締役	板倉麻子	就任後に10回開催された取締役会の全てに出席し、経営の要職を歴任され、また、人事労務に対する豊富な経験及び幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜助言・提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めています。
監査役	折笠洋一	就任後に10回開催された取締役会及び11回開催された監査役会の全てに出席し、財務及び会計に関する経験と見識に基づき、経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。さらに、常勤監査役として社内の重要会議への出席、主要な事業所への往査等を行い、適宜質問、意見等の発言を行いました。
監査役	中村修	12回開催された取締役会及び13回開催された監査役会の全てに出席し、上場企業の監査役としての経験と知見から、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

各社外役員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記②には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である地方公営企業会計法適用に関するアドバイザリーサービス業務に対する報酬が含まれています。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行った結果、妥当と判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	38,190	流動負債	11,255
現金及び預金	10,268	支払手形及び買掛金	3,889
受取手形	633	電子記録債務	2,494
電子記録債権	3,093	短期借入金	700
売掛金	9,962	リース債務	115
契約資産	257	未払法人税等	975
製品	1,753	契約負債	93
仕掛品	11,359	役員賞与引当金	53
原材料及び貯蔵品	341	その他の	2,933
その他	521	固定負債	4,676
貸倒引当金	△1	リース債務	142
固定資産	24,530	退職給付に係る負債	4,515
有形固定資産	9,094	資産除去債務	6
建物及び構築物	4,787	その他の	12
機械装置及び運搬具	1,235		
土地	1,520	負債合計	15,931
リース資産	186	純資産の部	
建設仮勘定	1,149	株主資本	40,278
その他の	215	資本金	3,218
無形固定資産	67	資本剰余金	322
リース資産	47	利益剰余金	36,796
その他の	19	自己株式	△59
投資その他の資産	15,368	その他の包括利益累計額	6,510
投資有価証券	9,145	その他有価証券評価差額金	3,650
退職給付に係る資産	4,664	為替換算調整勘定	940
繰延税金資産	570	退職給付に係る調整累計額	1,919
その他の	993		
貸倒引当金	△4	純資産合計	46,789
資産合計	62,720	負債純資産合計	62,720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	54,286
売 上 原 価	41,902
売 上 総 利 益	12,383
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,443
營 業 利 益	3,940
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	314
そ の 他 の 収 益	566
營 業 外 費 用	880
支 払 利 息	6
そ の 他 の 費 用	50
経 常 利 益	56
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,764
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,636
法 人 税 等 調 整 額	△405
当 期 純 利 益	3,533
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,533

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	35,214	流動負債	11,247
現金及び預金	8,055	支払手形	62
受取手形	633	電子記録	2,518
電子記録債権	3,093	買掛入債	4,130
売掛金	9,920	短期一括支払	700
契約資産	257	未払費用	113
製品	1,753	未払法人税	310
仕掛品	10,594	未払契約賞与	2,056
原材料及び貯蔵品	288	役員賞与	876
その他の	619	預りの負担	93
貸倒引当金	△1	定められた負担	53
固定資産	22,537	支払引当債務	16
有形固定資産	7,004	定期預金	315
建物	3,400	一括給付引当債務	5,094
構築物	192	退職引当債務	122
機械及び装置	923	資産引当債務	4,953
車両	4	その他引当債務	6
運搬器具		の引当債務	12
工具、器具及び備品	194	負債合計	16,341
土地	974	純資産の部	
リース資産	166	株主資本	37,759
建設仮勘定	1,148	資本剰余金	3,218
無形固定資産	63	資本準備金	317
リース資産	47	その他資本剰余金	306
電話加入権	15	利益剰余金	10
投資その他資産	15,470	利益準備金	34,283
投資有価証券	9,002	その他利益剰余金	585
関係会社株式	1,938	固定資産圧縮積立金	33,698
長期前払費用	36	別途積立金	326
前払年金費用	2,346	繰越利益剰余金	26,586
繰延税金資産	1,381	自己株式	6,785
その他の	769	評価・換算差額等	△59
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	3,650
資産合計	57,751	純資産合計	3,650
		負債純資産合計	57,751

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	54,253
売 上 原 価	42,629
売 上 総 利 益	11,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,221
營 業 利 益	3,402
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	849
そ の 他 の 収 益	582
1,432	
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	6
そ の 他 の 費 用	44
51	
經 常 利 益	4,783
税 引 前 当 期 純 利 益	4,783
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,503
法 人 税 等 調 整 額	△385
当 期 純 利 益	3,666

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

愛知時計電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 巨樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

愛知時計電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員	公認会計士 鈴木 晴久
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 近藤 巨樹
業務執行社員	

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

愛知時計電機株式会社 監査役会

常勤監査役 折笠 洋一

常勤監査役 渡邊 昌徳

監査役 中村 修

(注) 常勤監査役折笠洋一、監査役中村修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

第102期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案をご承認いただきますと、中間配当1株につき35円とあわせて、年間配当は1株につき75円となり、前期に比べ11円の増配になります。

###### (1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

###### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当として1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

なお、その配当総額は615,295,120円となります。

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

###### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、社外取締役3名を含む取締役全員（8名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	属性	取締役会出席回数 (第102期)
1	ほし 星 加 とし 俊 ゆき 之	代表取締役会長	再任	12回／12回 (100%)
2	くに 國 島 けん 賢 治	代表取締役社長 社長執行役員	再任	12回／12回 (100%)
3	よし 吉 田 ゆたか 豊	取締役 常務執行役員 技術担当・R & D本部長	再任	12回／12回 (100%)
4	もり 森 かず 和 ひさ 久	取締役 上席執行役員 営業本部長	再任	12回／12回 (100%)
5	おか 岡 だ ち 千 絵	取締役 (重要な兼職の状況) 鹿倉法律事務所 パートナー AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立役員	12回／12回 (100%)
6	かさ 笠 の まさ 雅 つぐ 瞳	取締役 (重要な兼職の状況) 岡谷鋼機株式会社 取締役新技術推進担当	再任 社外 独立役員	12回／12回 (100%)
7	いた 板 倉 くら あさ 麻 こ 子	取締役 (重要な兼職の状況) オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所） 愛知県労働委員会 使用者委員 株式会社あいちフィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員） 株式会社名古屋テレビ事業 顧問	再任 社外 独立役員	10回／10回 (100%)

(注) 板倉麻子氏の取締役会出席回数については、2024年6月21日就任後の状況を記載しております。

候補者番号

1

ほし  
星加

とし  
俊之  
(1955年11月25日生)

再任



#### 所有する当社株式の数

49,300株

#### 取締役会への出席状況

12回／12回  
(100%)

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1978年 4月 当社入社
- 2006年 4月 当社名古屋支店長
- 2008年 6月 当社執行役員大阪支店長
- 2011年 4月 当社執行役員営業統括本部公共 S S 営業本部長
- 2014年 6月 当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長
- 2015年 4月 当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長
- 2015年 6月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長
- 2016年 6月 当社取締役常務執行役員生産担当・生産本部長
- 2017年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2022年 4月 当社代表取締役会長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

星加俊之氏は、2017年6月から代表取締役社長 社長執行役員として当社グループの経営を担い、また、2022年4月から代表取締役会長として取締役会の議長を務め、コーポレートガバナンスの向上を推進してまいりました。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

くにしま  
國島

けんじ  
賢治 (1963年9月22日生)

再任



### 所有する当社株式の数

22,700株

### 取締役会への出席状況

12回／12回  
(100%)

### 略歴、当社における地位及び担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2007年 6月 当社広報秘書室長
- 2008年 4月 当社秘書室長兼総務本部副本部長
- 2009年 6月 当社管理統括本部総務人事本部長
- 2010年 4月 当社営業統括本部名古屋支店長
- 2012年 4月 当社営業統括本部東京支店副支店長
- 2013年 6月 当社執行役員営業統括本部東京支店長
- 2017年 6月 当社執行役員岡崎工場長兼任生産本部ガス機器製造部長
- 2019年 4月 当社上席執行役員岡崎工場長兼任生産本部ガス機器製造部長
- 2020年 4月 当社上席執行役員生産本部長
- 2020年 6月 当社取締役上席執行役員生産本部長
- 2021年 4月 当社取締役常務執行役員生産本部長
- 2022年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

### 取締役候補者とした理由

國島賢治氏は、2022年4月から代表取締役社長 社長執行役員として当社グループの経営を担い、「中期経営計画2026」に掲げる重点施策の推進により業績拡大を図り、事業を牽引してまいりました。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

よし  
だ  
吉田

ゆたか  
豊

(1958年10月29日生)

再任



#### 所有する当社株式の数

17,800株

#### 取締役会への出席状況

12回／12回  
(100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年1月 当社入社
- 2009年4月 当社営業統括本部営業開発本部長
- 2012年4月 当社R&D本部副本部長
- 2013年6月 当社執行役員R&D本部副本部長
- 2013年10月 当社執行役員品質保証本部長
- 2014年4月 当社執行役員営業統括本部国際営業本部長
- 2015年4月 当社執行役員営業本部国際営業部長
- 2017年6月 当社取締役上席執行役員R&D本部長
- 2022年4月 当社取締役上席執行役員技術担当
- 2023年4月 当社取締役常務執行役員技術担当
- 2025年4月 当社取締役常務執行役員技術担当・R&D本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

吉田豊氏は、特に開発部門、品質保証部門に関する豊富な経験を有しております。また、2017年6月からは取締役として当社の経営に携わってまいりました。これらの知見及び経験が当社グループの企業価値向上に必要不可欠であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

もり  
森

かず ひさ  
和久 (1963年5月30日生)

再任



#### 所有する当社株式の数

6,400株

#### 取締役会への出席状況

12回／12回  
(100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社  
2009年4月 当社営業統括本部営業開発本部技術開発室長  
2010年10月 当社R&D本部技術開発部長  
2014年4月 当社R&D本部副本部長  
2015年4月 当社R&D本部長  
2015年6月 当社執行役員R&D本部長  
2017年6月 当社執行役員営業本部国際営業部長  
2020年4月 当社上席執行役員営業本部国際営業部長  
2022年4月 当社上席執行役員R&D本部長  
2023年6月 当社取締役上席執行役員R&D本部長  
2025年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

森和久氏は、主に開発関連業務に携わり、また、当社がグローバルな事業展開を進める中で国際営業部長として海外市場発展に貢献してまいりました。これらの知見及び経験が当社グループの企業価値向上に必要不可欠であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

おか  
だ  
岡田

ち  
え  
千 絵

(1970年10月3日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数  
— 株

取締役会への出席状況  
12回／12回  
(100%)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 弁護士登録 中根常彦法律事務所入所  
2003年10月 鹿倉法律事務所パートナー（現任）  
2006年10月 名古屋簡易裁判所・民事調停官（非常勤裁判官）  
2015年10月 愛知労働局紛争調整委員会委員  
2020年9月 国立大学法人愛知教育大学監事  
2022年6月 当社取締役（現任）  
2023年6月 AMGホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）  
(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

鹿倉法律事務所 パートナー  
AMGホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

### 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

岡田千絵氏は、弁護士として活躍され、法務面を中心とするガバナンスに対する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

かさ の  
笠野

まさ つぐ  
雅嗣  
(1960年11月7日生)

再任

社外

独立役員



### 所有する当社株式の数

ー 株

### 取締役会への出席状況

12回／12回  
(100%)

### 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 岡谷鋼機株式会社入社  
2008年 3月 同社名古屋本店豊田支店副支店長  
2011年 3月 同社名古屋本店豊田本部部長、豊田支店副支店長  
2015年 3月 同社企画本部部長、名古屋本店豊田本部部長  
2016年 5月 同社名古屋本店豊田本部刈谷支店長  
2018年 5月 同社取締役名古屋本店副本店長、豊田本部刈谷支店長  
2021年 5月 同社取締役新技術推進担当  
2022年 3月 同社取締役新技術推進担当、豊田本部刈谷支店長  
2022年 5月 同社取締役新技術推進担当（現任）  
2023年 6月 当社取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

岡谷鋼機株式会社 取締役新技術推進担当

### 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

笠野雅嗣氏は、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号  
7

いた くら  
板倉

あさ こ  
麻子  
(1961年1月21日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数  
－株

取締役会への出席状況  
10回／10回  
(100%)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 4月 名古屋テレビ放送株式会社入社
- 2004年 2月 同社執行役員・局長 制度・E R P 担当
- 2005年10月 同社執行役員・局長 コンプライアンス室長
- 2008年 6月 同社社長室付 株式会社名古屋テレビ事業専務取締役
- 2011年 6月 同社営業局営業局長代理（局長）
- 2013年 3月 同社経営戦略室経営戦略室長代理（局長）
- 2016年 6月 株式会社名古屋テレビ事業専務取締役  
名古屋テレビ放送株式会社人事部兼務
- 2019年 7月 株式会社名古屋テレビ事業取締役
- 2021年 7月 株式会社名古屋テレビ事業顧問（現任）
- 2022年 2月 オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所）  
開業（現任）
- 2023年 6月 株式会社あいちファイナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）  
(現任)
- 2024年 6月 当社取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

- オフィス板倉麻子（特定社会保険労務士・中小企業診断士事務所）
- 愛知県労働委員会 使用者委員
- 株式会社あいちファイナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）
- 株式会社名古屋テレビ事業 顧問

### 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

板倉麻子氏は、長年にわたり経営の要職を歴任され、また、人事労務に対する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、笠野雅嗣氏が取締役である岡谷鋼機株式会社との間に材料、商品の仕入、製品の販売等の取引がありますが、当連結会計年度におけるその取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満であります。そのほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡田千絵、笠野雅嗣、板倉麻子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡田千絵氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年、笠野雅嗣氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、板倉麻子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、岡田千絵、笠野雅嗣、板倉麻子の各氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、各氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、岡田千絵、笠野雅嗣、板倉麻子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当社の取締役又は執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、各氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に基づく取締役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
7. 岡田千絵氏の戸籍上の氏名は、鹿倉千絵であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中村修氏は辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

か とう  
加 藤

ひろ あき  
博 昭

(1961年10月26日生)

新 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数  
一株

### 略歴、当社における地位

1984年 4月 東邦瓦斯株式会社入社  
2001年 6月 同社財務部決算マネジャー  
2004年 5月 同社総務部総務マネジャー  
2009年 6月 東邦液化ガス株式会社出向  
2011年11月 東邦瓦斯株式会社総務部長  
2013年 6月 同社名古屋東支社長  
2015年 6月 同社考查部長  
2019年 6月 同社常勤監査役 (2025年6月退任予定)

### 重要な兼職の状況

なし

### 社外監査役候補者とした理由

加藤博昭氏は、東邦瓦斯株式会社の監査役を務められ、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づく、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 加藤博昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤博昭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、加藤博昭氏が選任された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、加藤博昭氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、加藤博昭氏が選任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。加藤博昭氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、本議案に基づく監査役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会及び監査役会の構成

各取締役及び各監査役のキャリア・スキルを踏まえ、特に期待される3項目に●印をつけています。

氏名	地位及び担当	企業経営・ガバナンス	財務・会計	営業・マーケティング	グローバル	開発・品質	IT・DX	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ
星加 俊之	代表取締役会長	●				●		●	
國島 賢治	代表取締役社長 社長執行役員	●	●						●
吉田 豊	取締役 常務執行役員 技術担当・R&D本部長			●		●	●		
森 和久	取締役 上席執行役員 営業本部長			●	●	●			
岡田 千絵	取締役（社外）	●						●	●
笠野 雅嗣	取締役（社外）			●	●		●		
板倉 麻子	取締役（社外）	●						●	●
折笠 洋一	常勤監査役（社外）		●		●			●	
渡邊 昌徳	常勤監査役					●	●		●
加藤 博昭	監査役（社外）	●	●					●	

※上記一覧表は、各取締役及び各監査役の有する全てのスキルを表すものではありません。

#### スキルの選定理由

各取締役及び各監査役に求めるスキルは以下のとおりです。

項目	選定理由
企業経営・ガバナンス	当社ビジョン実現に向け、現状を把握し経営判断を行うため、執行及びガバナンス体制の適切性を監督する能力。
財務・会計	長期的視点における企業価値の向上を実現するため、適切な資源配分を財務面から監督できる能力。
営業・マーケティング	経営計画実現のため、俯瞰的立場から事業の成長性及び今後の市場動向を見極める能力。
グローバル	グローバル展開加速のため、各地域の価値観、事業環境、地政学的リスクを理解して経営を推進する能力。
開発・品質	新しい価値、市場の創出のため、技術革新を生み出す技術戦略・モノづくり戦略を構築できる能力。
IT・DX	IoT事業等の拡大、DX推進のため、デジタル技術と当社事業を結び付けて戦略策定できる能力。
法務・リスクマネジメント	複雑化・多様化するリスクを把握したうえで、コンプライアンスも含めたリスク管理の適切性を監督する能力。
サステナビリティ	持続可能な社会と当社の持続的成長両立のため、社会及び企業両面から、環境課題解決、人的資本経営を推進する能力。

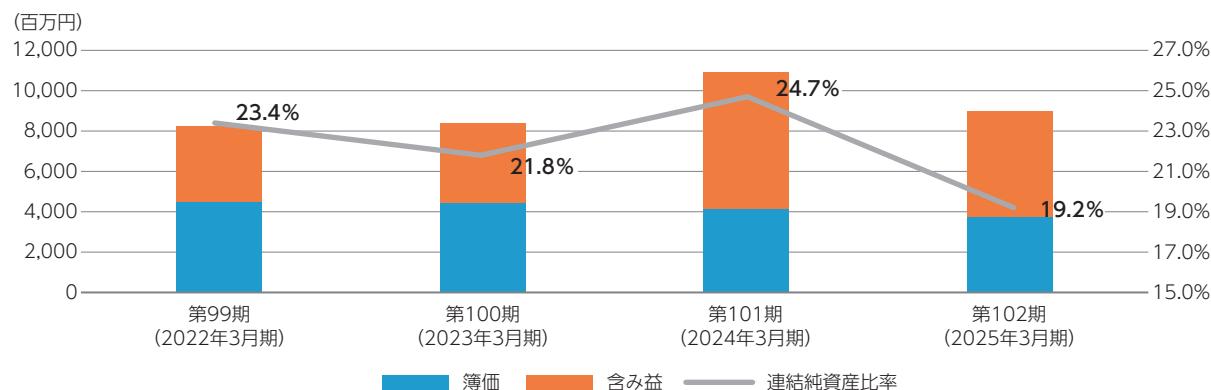
(ご参考) 政策保有株式について

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にとって、当社の企業価値の増大に資する場合は政策保有株式を保有する一方、政策保有株式の見直し基準に基づき、保有を継続する合理的な理由がない場合には売却を行うこととしております。

政策保有株式の推移

		第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (2025年3月期)
銘柄数 (銘柄)	上場	40	40	40	36
	非上場	41	40	40	40
	みなし保有	2	2	1	-
	合計	83	82	81	76
貸借対照表 計上合計額 (百万円)	上場	6,292	6,263	8,780	8,489
	非上場	491	489	490	492
	みなし保有	1,445	1,625	1,644	-
	合計	8,229	8,378	10,915	8,982
連結純資産比率		23.4%	21.8%	24.7%	19.2%

政策保有株式の推移及び連結純資産比率



## 第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）5名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額53,000,000円を支給することいたしたいと存じます。

なお、当社は、事業報告に記載のとおり、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案は、指名・報酬等諮問委員会の答申を経たうえで、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当なものであると判断しており、各取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

## <株主提案（第5号議案から第7号議案）>

第5号議案から第7号議案は、株主様（1名）からの提案によるものです。

当社取締役会としましては、本株主提案の第5号から第7号までのいずれの議案にも反対いたします。なお、提案の内容及び提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

### 第5号議案 剰余金処分の件

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、109円から、第102回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の5%ないしは1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から、中間配当35円を控除した金額が109円と異なる場合は、冒頭の109円を、2025年3月期の1株当たり純資産の5%あるいは同期1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から、中間配当35円を控除した金額に読み替える。

（1円単位未満は切り捨てとする）

尚、配当総額は、当社の第102回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第102回定時株主総会の開催日の翌日

尚、本議案は第102回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### [提案の理由]

本議案は、通期における1株配当を、1株当たり純資産の5%、すなわち純資産配当率（以下「D〇E」という。）5%ないしは配当性向60%のいずれか高い金額とすることを企図した議案です。

2023年1月に東京証券取引部から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」において、継続的にPBR1倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取り組みが必要との考えが示されております。

当社は、2024年5月に中期経営計画2026を公表していますが、2025年4月10日現在においてPBRは0.63倍と、株式市場からの評価が低い状況が続いています。

資本効率の面では、一般的な株主資本コストとされる8%程度に対し、当社の資本効率はROE7%台と十分でない水準で推移しています。これは過去の過大な設備投資による規模拡張路線を行ったものの利益が十分に稼げていないこと、さらには現状の配当方針（配当性向30~40%）が保守的であり、十分な株主価値向上策を行わないまま純資産を必要以上に抱えていることが要因です。この方針が継続されている以上、今後の企業価値向上は望めません。株主還元においては、中長期的な企業価値の向上に向けて、積極的な利益還元を行い、自己資本の過剰積み増しを行わずにコントロールしていく方針を明確にすることが望ましいと考えます。

そのため、当社の株価の評価の改善を図るためにも、株主への還元水準の引上げ、すなわち配当下限としてのD〇E5%の導入および配当性向60%への見直しを念頭に、今期においても相当する金額を配当とすることを提案いたします。

## <当社取締役会の意見>

反対

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### [反対の理由]

当社は、配当を含む株主還元については、中長期的な企業価値向上のための事業戦略や財務・資本戦略と併せて検討及び議論すべきであり、これらを総合的に勘案したうえで株主還元策を決定すべきであると考えております。2024年5月10日には、2024年度から2026年度の3ヵ年を対象期間とした「中期経営計画2026」(以下「本中期経営計画」といいます。)を公表いたしました。事業戦略についてはこれまでの方向性を踏襲し、データ配信サービスとグローバル展開の加速をさらに進める一方で、財務・資本戦略やサステナビリティ戦略についてもより明確に示し、持続的な成長に向けて取り組むことで、売上高600億円、経常利益50億円、純利益37億円、ROE 8%の達成を目指しています。

財務・資本戦略では、将来の成長投資、基盤設備の更新とともに、適切な株主還元を実施する予定であり、本中期経営計画のキャッシュ・アロケーションにおいては、同期間の営業キャッシュ・フローと手元資金から、約115億円の投資及び約35億円の株主還元を実施することを計画しております。

投資については、国内の水道市場でのスマートメーター化に向けた生産体制の構築やデータ配信サービスの機能拡張、北米を中心とした海外向け高付加価値製品の増産などへの成長投資を予定しております。加えて、将来にわたる持続可能な成長を支えるため、本社工場の建て替えを計画しております。この計画により本社工場の延べ床面積は約30%増加し、今後も継続が見込まれる旺盛なスマートメーター需要への対応を図ると同時に、工場内の生産エリアの最適化による内部物流の効率化と生産性の向上を図ります。

このように、本中期経営計画期間における投資額は前中期経営計画期間の32億円を大幅に上回ると見込んでいます。なお、本社工場の建て替えについては、本中期経営計画期間以降も継続し、8年間で総額約150億円の投資となる見込みであり、必要に応じ借り入れも検討しています。

以上のような事業戦略や財務・資本戦略を前提に、株主還元については、財務の安定と長期の成長を目指しながら、安定的かつ利益成長に応じた株主還元を目指しております。これは、当社の事業が計測器関連事業を中心とした公共的な投資に関わりの深い事業であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確保が必要であることも踏まえたものです。本中期経営計画期間内では、安定配当を継続しつつ、財務及び投資の計画などを勘案したうえで、業績に応じた株主還元を実施するという方針のもと、配当性向40%への引き上げを目指しております。2024年3月期の配当は一株あたり年間64円、配当性向30.9%でしたが2025年3月期には年間75円、配当性向32.6%へと増配し、さらに2026年3月期には年間90円、配当性向37.7%への引き上げを見込んでい

ます。

また、本中期経営計画の着実な実施、成長投資と株主還元の強化、政策保有株式の継続的な縮減、そして決算説明会等を通じた株主・投資家の皆さまとの対話促進や統合報告書の発行などの適切な情報開示とIR・SR活動の強化により、引き続き、企業価値の向上（PBR改善）を図るとともに、業績が株価に着実に反映されるよう努めてまいります。

以上のように、当社は、株主還元を経営の重要課題と位置付け、その強化に努めていますが、今後多額の資金需要が予定されていることから、投資と株主還元のバランスを確保する必要があると考えております。一方、本株主提案は、2025年3月期の1株当たり純資産の5%ないしは1株当たり当期純利益の60%のいずれか高い金額から中間配当35円を控除した金額の配当を求めるのですが、持続的成長に向けた投資の必要性や重要性を十分に考慮しておらず、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点からも適切でないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

## 第6号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

### [提案の内容]

当社の定款に以下の章及び条文を新設します。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 後
(新設)	<p><u>第8章 政策保有株式</u></p> <p><u>(政策保有株式の売却)</u></p> <p><u>第60条 当会社は、2026年6月30日までに、当会社が保有する政策保有株式の全てを売却するものとする。</u></p>

### [提案の理由]

2023年1月に東京証券取引所から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」においては、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた計画策定・開示が求められ、多くの上場会社が、政策保有株式の保有に関する見直し、縮減方針を開示しています。一方で、当社は、直近5年間で一部の証券売却を行っていますが、遅々として縮減が進んでおらず、十分な進展があったとは言えません。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施するべく、本定時株主総会終結から1年の期間を定め、期限までに政策保有株式の全てを売却することを当社に義務付ける旨の規定を定款に設けることを提案します。

## <当社取締役会の意見>

反 対

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### [反対の理由]

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にとって、当社の企業価値の増大に資する場合は政策保有株式を保有する一方、政策保有株式の見直し基準に基づき、保有を継続する合理的な理由がない場合には売却を行うこととしております。

当該基準は取締役会にて定めており、定量的な項目としては、資本コストの他に、取引高、利益額、受取配当金及び株式時価評価額などから算出した利回りがあり、定性的な項目としては、取引関係の有無、取引関係以外の保有意義などがあります。

本中期経営計画のもと、政策保有株式（みなし保有株式含む。）の縮減を進めた結果、この1年間（2024年4月から2025年3月）で4銘柄及びみなし保有株式の全株式（総額21億6千万円）の売却を実施し、政策保有株式の残高の連結純資産比は2024年3月末の24.7%から2025年3月末の19.2%まで縮減が進んでおります。今後も取締役会において政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで個別銘柄毎の保有の適否を検証していく所存です。

当社取締役会としては、当社が現在保有する政策保有株式については、上記のとおり、保有・売却の是非を適切に検証・実施しており、一律に、かつ1年間の期限内に全て売却するという趣旨の本株主提案は、当社の中長期的な株主共同の利益の確保の観点からも適切ではないと考えております。

また、定款に、本株主提案のように期限を設定して資産を処分するという個別具体的な業務執行に関する条文を定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からして適切ではなく、経営の柔軟性も損なうことから、適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

## 第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）の件

### [提案の内容]

当社の定款に以下の章及び条文を新設します。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 後
(新設)	<p>第8章 政策保有株式</p> <p><u>(政策保有株式の保有目的の検証と結果の開示)</u></p> <p><u>第61条</u></p> <p>1 当会社は、取締役会において、当会社が取得又は保有する政策保有株式の保有目的の適切性並びに資本コストに見合った便益及びリスクの存在等を具体的に精査し、保有の適否を検証するものとする。</p> <p>2 前項の検証結果及び保有目的については、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示するものとする。</p>

### [提案の理由]

東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード【原則1－4. 政策保有株式】」においては、上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合は、その保有目的の適切性や、保有に伴う便益及びリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、検証結果を開示することが求められています。

政策保有株式の保有は、資本効率の悪化を招くだけでなく、安定株主の維持や恣意的な益出し手段として機能する可能性があります。また、当社が取引先企業の大株主として政策保有株式の保有を継続することにより、取引先企業の少数株主の利益を損なう利益相反の問題が発生し、相互にガバナンス上の懸念となる可能性があります。

そこで、政策保有株式の保有目的について、当社及び保有先企業のコーポレート・ガバナンスの観点からの適切さ、資本コストに見合った便益及びリスクの有無について、取締役会において検証を行い、その結果をコーポレート・ガバナンス報告書で開示することを提案します。

## <当社取締役会の意見>

反 対

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### [反対の理由]

当社は、政策保有株式の保有状況について、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの要請及び法令に基づき、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において、適切に開示を行っております。これに加え、2025年3月期より、当該期における政策保有株式の保有状況及び売却の進捗状況を、当該期に係る株主総会の招集ご通知にて記載・報告することで、透明性の確保に努めております。

また、当社における個別の政策保有株式に関する保有意義等の検証については、前述のとおり、当社取締役会で既に実施しております。

本株主提案は、定款において、政策保有株式の保有目的を検証することや、その結果についてコーポレート・ガバナンス報告書にて開示をするという個別具体的な内容の条文を定めるという趣旨ですが、既に実施している事柄をあらためて定款で定める必要性を見出することはできないと考えております。加えて、コーポレートガバナンス・コードの改訂等によっても求められる対応に変化が生じ得る事項について、現在実施している内容をもって硬直的な規定を定款に定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からしても適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

日 時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

会 場

名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所（3階 第5会議室）  
電話（052）223-5620



交通のご案内

地下鉄東山線

地下鉄鶴舞線

伏見駅

5番出口

→徒歩約5分→

名古屋商工会議所

※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。